**暮らし**

**秋のいも煮に、古代の里を利用しませんか**

　化女沼古代の里には、いも煮やバーベキューに利用できるかまどを24基設置しています。園内に遊具や芝生広場があり、子ども連れの交流会にも人気の施設ですので、積極的に利用してください。

　なお、かまどを使用する場合は事前に申請が必要です。利用状況の確認など、詳しくはお問い合わせください。

　また、ローラー滑り台は、更新工事のため立ち入り禁止区域があります。近づかないよう注意してください。

建設課管理係 23-8016

**農作業に伴う道路の泥汚れ防止に協力をお願いします**

9月は農耕車両が道路を通行する機会が多い月です。

　農機具などの土や泥が道路に落ちてしまうと、道路の景観を損ねてしまうばかりか、歩行者や車の通行の妨げとなり、交通事故の原因となってしまいます。

　農耕車両を使用した後に、道路に土や泥を落としてしまった場合は、片付けを行うようにお願いします。

建設課道路維持係 23-8015

**市営有料駐輪場の利用を受け付けています**

市営有料駐輪場は、JR古川駅まで自転車で通勤・通学している人が使える駐輪場で、定期利用と一時利用ができます。定期利用の場合は、JR古川駅東口の第1自転車等駐車場内管理室窓口まで、7時から20時の間に申し込んでください。

場所　古川駅東口第1自転車等駐車場

利用可能台数　1,194台

料金　定期利用：月額1,570円、一時利用：1回100円

建設課管理係 23-8016

**各地で敬老会が開催されます**

9月15日から21日までの老人週間に合わせ、多年にわたり社会のために尽くしてきた高齢者を敬い、長寿を祝う敬老会が各地区で開催されます。対象の人は、行政区などから送付される開催案内の内容を確認し、参加してください。

　また、老人週間を契機に高齢者福祉への関心と理解を深めましょう。

高齢介護課高齢福祉係 23-6085または各総合支所市民福祉課

**住宅・土地統計調査に協力をお願いします**

10月1日を基準日として、平成30年住宅・土地統計調査を実施します。

　この調査は、日本の住生活の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく重要な統計です。調査結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の基礎資料や都市計画の策定、空き家対策などに利活用されます。

　9月から10月にかけて、調査の対象となった世帯に、調査員証を所持した統計調査員が訪問しますので、調査の趣旨をご理解いただき、回答をお願いします。

市政情報課統計担当 23-5091

**カラス・カルガモを捕獲（駆除）します**

農作物への被害を防ぐため、カラスやカルガモを銃器で捕獲します。

期日　古川・松山・三本木・鹿島台・岩出山・田尻地域：9月8日・9日、鳴子温泉地域：9月6日・7日

時間　日の出から日没まで

場所　市街地、特定猟具使用禁止区域（銃）、鳥獣保護特別保護地区を除く市内全域

農林振興課林政係 23-7090　各総合支所地域振興課

**農用地区域から除外するには意見の申出が必要です**

農用地区域に指定されている農地などを、農地以外に利用したい人は、農用地利用計画変更意見の申し出（除外手続き）が必要となります。

　除外を希望する人は、詳しい内容を事前にお問い合わせください。

申出期間　9月14日～10月15日

申出先　農林振興課農業経営係

農林振興課農業経営係 23-7090

**秋の交通安全県民総ぐるみ運動が始まります**

運動期間　9月21日～30日

交通事故死ゼロを目指す日　9月30日

運動の重点　①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止　②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止　③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底　④飲酒運転の根絶

防災安全課交通防犯担当 23-5144

**公共下水道（汚水）事業計画変更に係る説明会を開催します**

今年度に下水道事業計画の区域拡大を予定している地区で、今後の予定などの説明会を開催します。対象地区の日程で参加できない場合は、他地区の説明会に参加できます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象地区 | 日時 | 場所 |
| 北稲葉一丁目の一部 | 9月10日19:00～20:00 | 南部コミュニティセンター |
| 小稲葉町の一部、北稲葉三丁目の一部 | 9月11日19:00～20:00 | 南部コミュニティセンター |
| 栄町の一部 | 9月12日19:00～20:00 | 栄町集会所 |
| 栄町の一部 | 9月13日19:00～20:00 | 栄町集会所 |
| 小稲葉町の一部 | 9月19日19:00～20:00 | 南町南・西集会所 |
| 南町四丁目の一部 | 9月20日19:00～20:00 | 大崎地方労働福祉会館 |

対象行政区　稲葉北一行政区、稲葉北二行政区、栄町行政区、南町西行政区、南町北行政区

その他　実際に工事を行う場合は、沿線に住んでいる人を対象に、あらためて工事説明会を開催します。

下水道課管路整備係 52-5842

**9月10日は下水道の日です**

下水道は、トイレの水洗化などの生活の改善だけではなく、公共用水域（河川など）の水質を保全するためにも重要な施設です。

　市内で、下水道管が詰まり緊急洗浄を行う事例が年に数回発生しています。食用油などを流すことが原因で起こりますので、下水道を利用する際は注意してください。また、接続ますなどの定期的な清掃もお願いします。

　快適な生活を送るために、正しく下水道を使っていきましょう。

※下水道に関する不明な点は、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/17,0,63,html）　を確認するか、下水道課にお問い合わせください。

下水道課管理係 52-5842

**不法投棄を防止しましょう**

廃棄物の不法投棄根絶に向け、毎年9月を「不法投棄防止強化月間」と定めて普及啓発をしています。

　わたしたちの生活環境の破壊につながる不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は法律で禁止されています。

　大崎のすばらしい自然環境を子どもたちに残すため、不法投棄は「しない」「させない」「許さない」という意識をもち、不法投棄を根絶しましょう。

 環境保全課廃棄物対策担当23-6074

**不審な電話や訪問に注意してください**

全国各地で、口座番号などの個人情報や被保険者証をだまし取られる事件が報告されています。

　市職員や宮城県後期高齢者医療広域連合が口座番号を聞き出したり、現金自動預け払い機（ATM）で金銭の引き出し・振り込みをお願いすることはありません。また、お宅を訪問して被保険者証を預かることもありません。

　不審な電話や訪問があった場合は断り、心配な時は大崎市消費生活センターまでお問い合わせください。

大崎市消費生活センター 21-7321

**扶養親族等申告書の送付**

年金の年額が108万円以上の65歳未満の人と、158万円以上の65歳以上の人に、日本年金機構から平成31年分扶養親族等申告書が送付されます。

　これは、翌年1年間の源泉徴収税額を決めるために必要なもので、提出の有無によって課税所得金額が異なります。提出しなかった場合、本来受けられるはずの各種所得控除が適用されず、年金から源泉徴収される所得税が大きく変わってしまいます。

　詳しくは、お問い合わせください。

古川年金事務所 23-1200

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

**国民年金保険料の後納制度**

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納めることができる後納制度は、9月30日で終了します。

　後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が受給資格を得られる場合があります。

　なお、老齢基礎年金を受給している人や65歳以上で受給資格のある人は、利用できません。

　後納制度の利用は、終了前までに申し込みと納付が必要です。

　詳しくはお問い合わせください。

手続き期限　9月28日まで

保険料の納付期限　9月30日まで

古川年金事務所 23-1200

ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004